

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立学校職員及び県費負担教職員（校長を除く。以下「教職員」という。）のうち、精神疾患により療養中である者の円滑な職場復帰をサポートするためのシステム（以下「サポートシステム」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 サポートシステムの対象者は、精神疾患を原因とする休職又は病気休暇（引き続き120日を超える病気休暇に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りでない。）から復帰しようとする教職員（当該休職又は病気休暇の直前まで学校で勤務していた者に限る。以下「対象者」という。）とする。

(実施期間)

第3条 サポートシステムの実施期間は、原則4週間とする。ただし、県教育長は、高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の意見を聴き、必要と認めたときはこれを変更することができる。

(実施の手続)

第4条 対象者がサポートシステムを実施しようとする場合は、所属する学校長（以下「校長」という。）を通じて職場復帰サポートシステム実施願（様式第1号。以下「実施願」という。）を、願い出た実施期間初日の1月前までに県教育長へ提出するものとする。

2 実施願には、医師が作成した診断書（様式第2号）、校長が作成した職場復帰サポートシステム実施計画書（様式第3号。以下「実施計画書」という。）、校長の意見書（様式第4号）を添付するものとする。

3 第一項において、対象者が県費負担教職員の場合にあっては、市町村教育長（市町村の組合の教育長を含む。以下「市町村教育長」という。）が、様式第5号により意見を付して実施願を県教育長へ提出するものとする。

(実施の許可)

第5条 県教育長は、実施願を審査のうえサポートシステムの実施について、許可又は不許可を決定するものとする。

2 県教育長は、許可の決定を行うにあたっては、様式第6号によりあらかじめ高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）へ関係書類を送付のうえ、実施についての意見を求めるものとする。この場合において、委員は職場復帰サポートシステムの実施についての意見書（様式第7号）を県教育長へ提出するものとし、県教育長は、当該意見を踏まえて実施の許可、不許可を決定する。その意見については、実施する学校長に通知し、サポートシステム実施の際の参考資料として活用する。

3 県教育長は、第一項の決定をしたときは、様式第9号により校長を通じて職場復帰サポートシステム実施〔許可・不許可〕通知書（様式第8号）を対象者へ送付するものとする。

(実施の管理)

第6条 校長は、県教育委員会（対象者が県費負担教職員の場合にあっては市町村教育委員会を含む。）、主治医、対象者及びその家族等と密に連絡を取りながら、サポートシステムの実施を管理し、詳細な実施状況を職場復帰サポートシステム日誌（様式第10号。以下「日誌」という。）へ記録するものとする。

2 校長は、サポートシステムの実施により、学校運営に支障が生じた若しくは生じるおそれがある場合又は対象者の体調不良等により実施計画書に基づくサポートシステムの実施の継続が困難であると判断したときは、実施計画書の変更又はサポートシステムの中止措置をとるとともに、速やかに職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届（様式第11号）を県教育長へ提出しなければならない。

(実施の終了)

第7条 校長は、サポートシステムの実施期間が終了したときは、職場復帰サポートシステム終了報告書（様式第12号）へ日誌を添付して、県教育長へ提出しなければならない。

(健康対策委員会の委員による面談)

第8条 対象者は、県教育長が指定する日（原則、サポートシステム終了後1週間以内とする。）に委員との面談を行わなければならない。

2 健康対策委員会は、前項の面談結果を踏まえ、県教育長に対し対象者の復帰の可否について意見を述べるものとする。

3 サポート期間中の勤務日数が5分の4に満たない場合など円滑な職場復帰が見込まれない場合、復帰は否とし、委員による面談は行わないこととする。

(復帰後の状況把握)

第9条 校長は、サポートシステムの実施を経て復帰した者（以下「復帰者」という。）の勤務状況を把握し、復帰者に対し勤務が安定的に継続できるよう適切な支援を行うとともに、県教育長が特に必要と認める場合は、勤務状況報告書（様式第13号）を県教育長へ提出するものとする。

(傷害保険への加入)

第10条 県教育長は、サポートシステムの実施期間中において、対象者を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

2 前項に係る保険料は県教育委員会が負担する。

3 対象者は、実施願の提出に併せ、県教育委員会の指示に基づき第一項に定める傷害保険の申込書を提出するものとする。

(県費負担教職員に係る書類の送付又は提出)

第11条 対象者が県費負担教職員の場合における第5条第3項、第6条第2項、第7条及び第9条に規定する書類については、市町村教育長を通じて送付又は提出を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、サポートシステムの実施に関して必要な事項は、県教育長が別に定める。

附則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。ただし、休職又病気休暇の期間が平成14年12月31日までに終了する者は、適用しない。

附則

この要領は、平成18年2月21日から施行する。

附則

この要領は、平成19年5月15日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月7日から施行する。